

改 正 後	改 正 前																				
(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 59)	(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 54)																				
<p style="text-align: center;">減価償却資産の償却方法の変更申請の承認、却下通知書</p> <p>1 使用目的 「減価償却資産の償却方法の変更申請の承認、却下通知書」(法1314)は、減価償却資産の償却方法の変更承認申請について、承認又は却下の通知をする場合に使用する。</p> <p>2 記載要領</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left; padding: 5px;">項 目</th><th style="text-align: left; padding: 5px;">内 容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 5px;">本 文</td><td style="padding: 5px;">「承認又は却下」の箇所については、申請に係る事項の全部について承認する場合には「又は却下」の文字を、申請に係る事項の全部について却下する場合には「承認又は」の文字を抹消する。</td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">申 請 の 対 象 が 連 結 子 法 人 の 場 合</td><td style="padding: 5px;">対象法人名は、連結子法人の場合のみ記入する。</td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">調 査 担 当 者</td><td style="padding: 5px;">「この通知に係る処分は、_____の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、調査担当者の所属等により次のとおり記入する。 (1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。 (2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員の所属国税局名を記入する。</td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">教 示</td><td style="padding: 5px;">「税務署長」の箇所については、国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である旨の国税局長表示をする場合には「税務署長」を、その他の場合には「国税局長」を抹消する。 なお、申請に係る事項の全部について承認する場合には、この欄を抹消する。</td></tr> </tbody> </table> <p>3 送付に当たっての留意事項 この通知書を承認申請の却下に使用する場合は、書留郵便により送付する。</p>	項 目	内 容	本 文	「承認又は却下」の箇所については、申請に係る事項の全部について承認する場合には「又は却下」の文字を、申請に係る事項の全部について却下する場合には「承認又は」の文字を抹消する。	申 請 の 対 象 が 連 結 子 法 人 の 場 合	対象法人名は、連結子法人の場合のみ記入する。	調 査 担 当 者	「この通知に係る処分は、_____の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、調査担当者の所属等により次のとおり記入する。 (1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。 (2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員の所属国税局名を記入する。	教 示	「税務署長」の箇所については、国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である旨の国税局長表示をする場合には「税務署長」を、その他の場合には「国税局長」を抹消する。 なお、申請に係る事項の全部について承認する場合には、この欄を抹消する。	<p style="text-align: center;">減価償却資産の償却方法の変更申請の承認、却下通知書</p> <p>1 使用目的 「減価償却資産の償却方法の変更申請の承認、却下通知書」(法1314)は、減価償却資産の償却方法の変更承認申請について、承認又は却下の通知をする場合に使用する。</p> <p>2 記載要領 各欄の記載は、次によるほか「減価償却資産の償却方法の変更申請の承認、却下決議書」の記載要領に準じて行う。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left; padding: 5px;">項 目</th><th style="text-align: left; padding: 5px;">内 容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 5px;">本 文</td><td style="padding: 5px;">「承認又は却下」の箇所については、申請に係る事項の全部について承認する場合には「又は却下」の文字を、申請に係る事項の全部について却下する場合には「承認又は」の文字を抹消する。</td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">(新 設)</td><td style="padding: 5px;"></td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">調 査 担 当 者</td><td style="padding: 5px;">「この通知に係る処分は、_____の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、調査担当者の所属等により次のとおり記入する。 (1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。 (2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員の所属国税局名を記入する。</td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">教 示</td><td style="padding: 5px;">「税務署長」の箇所については、国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である旨の国税局長表示をする場合には「税務署長」を、その他の場合には「国税局長」を抹消する。 なお、申請に係る事項の全部について承認する場合は、この欄を抹消する。</td></tr> </tbody> </table> <p>3 送付に当たっての留意事項 この通知書を承認申請の却下に使用する場合は、書留郵便により送付する。</p>	項 目	内 容	本 文	「承認又は却下」の箇所については、申請に係る事項の全部について承認する場合には「又は却下」の文字を、申請に係る事項の全部について却下する場合には「承認又は」の文字を抹消する。	(新 設)		調 査 担 当 者	「この通知に係る処分は、_____の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、調査担当者の所属等により次のとおり記入する。 (1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。 (2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員の所属国税局名を記入する。	教 示	「税務署長」の箇所については、国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である旨の国税局長表示をする場合には「税務署長」を、その他の場合には「国税局長」を抹消する。 なお、申請に係る事項の全部について承認する場合は、この欄を抹消する。
項 目	内 容																				
本 文	「承認又は却下」の箇所については、申請に係る事項の全部について承認する場合には「又は却下」の文字を、申請に係る事項の全部について却下する場合には「承認又は」の文字を抹消する。																				
申 請 の 対 象 が 連 結 子 法 人 の 場 合	対象法人名は、連結子法人の場合のみ記入する。																				
調 査 担 当 者	「この通知に係る処分は、_____の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、調査担当者の所属等により次のとおり記入する。 (1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。 (2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員の所属国税局名を記入する。																				
教 示	「税務署長」の箇所については、国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である旨の国税局長表示をする場合には「税務署長」を、その他の場合には「国税局長」を抹消する。 なお、申請に係る事項の全部について承認する場合には、この欄を抹消する。																				
項 目	内 容																				
本 文	「承認又は却下」の箇所については、申請に係る事項の全部について承認する場合には「又は却下」の文字を、申請に係る事項の全部について却下する場合には「承認又は」の文字を抹消する。																				
(新 設)																					
調 査 担 当 者	「この通知に係る処分は、_____の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、調査担当者の所属等により次のとおり記入する。 (1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。 (2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員の所属国税局名を記入する。																				
教 示	「税務署長」の箇所については、国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である旨の国税局長表示をする場合には「税務署長」を、その他の場合には「国税局長」を抹消する。 なお、申請に係る事項の全部について承認する場合は、この欄を抹消する。																				